

2024年3月29日

【日本癌学会】重要：内規改定のお知らせ

一般社団法人 日本癌学会
会員 各位

一般社団法人日本癌学会
理事長 間野 博行

平素より当会活動にご協力いただき、ありがとうございます。
この度、3月14日開催理事会、同月26日開催評議員会、社員総会での承認を経て、
下記のとおり、内規を改定いたしましたので、ご連絡いたします。

記

【主な内規改定事項】

1. 入会推薦制度の廃止（内規：第3条）

これまでは入会申込の際に、当学会の評議員もしくは名誉会員の推薦を必須として
おりましたが、2024年4月1日からは入会時の推薦は不要となります。
但し、入会申込時には別添1の入会ポリシーへの同意のチェックをすることといたします。
これに当たり、評議員の再任要件として新規会員の推薦者数は撤廃されますが、
2024年3月31日までの御推薦に関しては、該当評議員の再任要件として扱われます。

2. 一般会員年会費改定について(内規：第5条)

2025年度(2025年1月1日開始)より、一般会員の年会費を以下のように改定いた
します。

現行 8,000円 → 改定後 12,000円

※学生会員年会費は、現行の3,000円のままで改定はありません。

詳細につきましては、

内規改定版 (https://www.cancer.or.jp/modules/about/index.php?content_id=90) と
別添2の内規変更(新旧対照表)をご参照ください。

特に会費改定については、会員各位にご負担をかけることとなりますが、会員向けの学習
用動画コンテンツ配信の充実や、若手研究者の育成や研究者間の交流機会を増やす施策
も進めておりますので、ご理解ご協力をいただきたくお願いする次第です。

何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

【本件問い合わせ先】

一般社団法人日本癌学会 事務局(事務局長 大槻雄士)

E-mail: jca.office@imic.or.jp

一般社団法人 日本癌学会
入会ポリシーについて

ご入会にあたり、下記をご確認ください。

1. この法人の理念に賛同する。
2. 喫煙関連団体からの助成金等は受給していない、または受給予定はない。
3. 喫煙関連団体には所属、または所属予定はない。
4. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、またそれらと関わりはない。
5. 自ら、又は第三者をして以下の各号に該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為
6. 上記申告が虚偽であり、又はこれに違反した場合は、除名、その他の懲戒処分の対象となることを理解し、これを承諾する。

内規変更(新旧対照表)

(下線部を変更)

旧 規 定	変 更
<p>第3条 本会に入会せんとするものは<u>本会評議員及び名誉会員の内の1名から推薦を受け</u>、本会事務所に申し出、且つその年度の会費を納入しなければならない。退会せんとするものは理由をつけて申し出ること、但し未納の会費はこれを完納する義務がある。</p>	<p>第3条 本会に入会せんとするものは、本会事務所に申し出、且つその年度の会費を納入しなければならない。退会せんとするものは理由をつけて申し出ること、但し未納の会費はこれを完納する義務がある。</p> <p>2 入会希望者については、本会が別に定める基準により審査するものとし、入会を承諾しないことがある。この場合には、本会は納入された会費を速やかに無利息で返還するものとする。なお、本会は、入会を承諾しない理由を開示する義務を負わないものとする。</p>
<p>第5条 本会の年会費は以下の通りとする。</p> <p>① 一般会員 <u>8000</u>円</p> <p>② 学生会員 3000円</p> <p>③ 名誉会員 免除</p> <p>2 特別な理由なく年会費を納入せず、未納が2年分となった会員は、退会とみなす。</p> <p>3 前項により退会したとみなされた場合、3年以内に退会したとみなされるまでの未納の年会費の全て及び復会する年度の年会費を納入の上、申請することにより、復会することができる。<u>復会については、推薦を要しない。</u>この場合、本項により年会費を納入した期間については、本会会員歴に通算する。</p>	<p>第5条 本会の年会費は以下の通りとする。</p> <p>① 一般会員 <u>12,000</u>円</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項により退会したとみなされた場合、3年以内に退会したとみなされるまでの未納の年会費の全て及び復会する年度の年会費を納入の上、申請することにより、復会することができる。この場合、本項により年会費を納入した期間については、本会会員歴に通算する。</p>
<p>第5条の2 会員は、理由を付して申請することにより休会することができる。この場合、休会をした翌年度以降の年会費は免除する。ただし、未納の年会費のある会員は休会することができない。</p> <p>2 休会期間の上限は、休会をした翌年度の初日から4年間とし、復会の申請をなさないときは、退会とみなす。</p>	<p>第5条の2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

<p>3 <u>復会については、推薦を要しないが</u>、 休会した翌年度から復会する前年度までは、本会会員歴に通算しない。</p> <p>4 年度初日に休会した場合、当該日から年会費の免除、休会期間及び会員歴の不算入を計算する。</p> <p>5 年度途中で復会する場合、当該年度の年会費を納入することを要する。</p>	<p>3 休会した翌年度から復会する前年度までは、本会会員歴に通算しない。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p>
<p>第12条 以下の要件A、Bのいずれかを満たしている評議員は、所定の手続きを経て評議員に再任される。</p> <p>A. Cancer Scienceの掲載実績を有する場合（以下①～③のいずれかを満たすこと）</p> <p>① 原則として、過去3年間に本会機関誌Cancer Scienceへの論文掲載実績が1報以上ある、あるいは過去6年間に総説掲載の実績が1報以上、または、過去6年間に原著論文2報以上の掲載実績を有する。</p> <p>② 通算でCancer Science（JJCRやGANNも含む）への掲載論文総数が10報以上ある。</p> <p>③ 過去3年間にCancer Scienceに採択されなかった論文がCancer Medicineに掲載された場合（Cancer ScienceのEditorからCancer Medicineに投稿することを推奨された論文に限る）も、Cancer Science 1報に準ずるものと考え、その他の本会の活動への貢献とあわせて総合的に再任を評価する。</p> <p>B. Cancer Scienceの掲載実績は満たさないが、以下①、②のいずれかを満たす場合</p> <p>① <u>過去3年間の新入会推薦者数4名以上、もしくは学会発表6回（口頭発表2回以上を含む）</u>。※なお、「学会演題発表」については、日本癌学会が主催、或いは共同主催するシンポジウム、市民公開講座での演題発表に</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p> <p>A. (現行どおり)</p> <p>B. Cancer Scienceの掲載実績は満たさないが、以下①、②のいずれかを満たす場合</p> <p>①学会発表6回（口頭発表2回以上を含む）。※なお、「学会演題発表」については、日本癌学会が主催、或いは共同主催するシンポジウム、市民公開講座での演題発表に限る。</p>

<p>限る。</p> <p>②Cancer Scienceの査読実績（過去3年間の平均査読数）、所属する施設や地域、研究分野、その他の日本癌学会の活動への貢献を考慮して、理事の3分の1以上が再任を適当と認める場合。</p>	<p>②（現行どおり）</p>
<p>第13条 評議員は、次の各号に掲げる権利を有する。ただし、第5号及び第6号の権利は、評議員歴6年以上の評議員に限る。</p> <p>① 会員の推薦</p> <p>② 理事選挙投票</p> <p>③ 評議員会での議決権</p> <p>④ 吉田富三賞、長與又郎賞、JCA International Award、JCA-Mauvernay Award、JCA-CHAAO賞、女性科学者賞、日本癌学会奨励賞の候補者推薦</p> <p>⑤ 新評議員候補者1名の推薦</p> <p>⑥ 理事候補者になること</p>	<p>第13条 評議員は、次の各号に掲げる権利を有する。ただし、第4号及び第5号の権利は、評議員歴6年以上の評議員に限る。</p> <p>(削除)</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>④（現行どおり）</p> <p>⑤（現行どおり）</p>
<p>第17条 機関誌編集委員長は、本会会員の中から理事長が指名し、理事会に諮り、その承認を経て評議員会に報告する。</p> <p>2 機関誌編集委員長は、機関誌の編集並びに刊行業務を総覧する。</p> <p>3 機関誌編集委員長の任期については別に定める。尚、第24条に規定されている役員の定年制には制約されないものとする。</p>	<p>第17条（現行どおり）</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 機関誌編集委員長の任期については別に定める。尚、第25条に規定されている役員の定年制には制約されないものとする。</p>
<p>第28条 本会の事業を円滑に遂行するため、委員会（常設・時限）を理事会の議決を経て設置する。また、委員会の廃止、改変は理事会の議決による。</p> <p>2 委員長および委員は、以下のように出する。</p> <p>① 委員長は理事長が指名し理事会の承認を経て決定する。また、委員は委員長が指名し、理事長が任命する。</p> <p>② 委員は原則として会員であることが</p>	<p>第28条（現行どおり）</p> <p>2 委員長および委員は、以下のように出する。</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>②（現行どおり）</p>

条件となる。ただし、理事会の承認により、本会の会員以外の者を委員として指名・任命することができる。

- ③ 委員長は原則として理事が担務する。ただし、状況によっては評議員も就任可能である。
- ④ 評議員が委員長を務める委員会には、理事会との情報共有のため、必ず理事が委員として加わり、担当理事となる。
- ⑤ 委員の任期は1期2年とし、原則2期までとする。
- ⑥ 賞等選考委員会のみは、例外として、全て理事で構成され、任期を1期1年とし、再任を妨げない。

常設委員会（2021年9月29日現在）

- (1) 在り方委員会
- (2) International Sessions組織委員会
- (3) 喫煙対策委員会
- (4) 協働委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 国際委員会
- (7) 賞等選考委員会
- (8) 女性科学者委員会
- (9) 糖尿病と癌に関する合同委員会
- (10) 利益相反委員会
- (11) 倫理委員会
- (12) 保険・ガイドライン委員会

第34条 （条文省略）

（新 設）

第35条 内規第27条第2項第5号及び第6号の規定にかかわらず、2024年1月からの任期に任命された委員の任期は、2024年12月末日までとする。

③ （現行どおり）

④ （現行どおり）

⑤ 委員の任期は、4月1日に始まりその翌々年の3月31日までの1期2年とし、原則2期までとする。

⑥ 賞等選考委員会のみは、例外として、全て理事で構成され、任期を4月1日に始まりその翌年の3月31日までの1期1年とし、再任を妨げない。

常設委員会（2021年9月29日現在）

（現行どおり）

第34条 （現行どおり）

本内規は、2024年3月26日付改訂し、2024年4月1日より施行する。

第35条 内規第28条第2項第5号及び第6号の規定にかかわらず、2024年1月からの任期に任命された委員（賞等選考委員会の委員を含む。）の任期は、2025年3月末日までとする。

<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>2 2024年2月6日付理事会で承認された内規第28条第2項第5号及び第6号並びに本条の変更後の規定については、2024年4月1日付より施行するものとし、在任中の委員の任期については、前項の規定が適用されるものとする。</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>第37条 2024年2月6日付理事会で承認された内規第5条第1項第1号の変更後の一般会員の年会費に関する規定については、評議員会の承認のあることを条件として、2024年4月1日付より施行するものとし、2025年度の会費より適用するものとする。</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>2 2024年2月6日付理事会で承認された会員推薦制度の廃止にかかる内規第5条第3項、第5条の2第3項及び第12条B①の変更並びに第13条第1号の削除については、評議員会の承認のあることを条件として、2024年4月1日付より施行する。なお、施行前にされた会員の推薦については、変更前内規第12条B①に定める「過去3年間の新入会推薦者数4名以上」として、当該期間中は引き続き、評議員の要件として認めるものとする。</u></p>

以上